

議第86号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 5月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例
京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。
別表動物の愛護及び管理に関する法律の項中「動物取扱業」を「第1種動物取扱業」に、「第35条第2項」を「第35条第3項」に改め、同表動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の項中「動物取扱業」を「第1種動物取扱業」に改める。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

提案理由

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。